

コーポレートガバナンス

基本的な考え方

SMBCグループでは、経営における普遍的な考え方として経営理念を定め、企業活動を行ううえでの拠りどころとして位置付けています。経営理念に掲げる考え方を実現するために、コーポレートガバナンスの強化および充実を経営上の最優先課題のひとつとし、実効的なコーポレートガバナンスを追求しています。

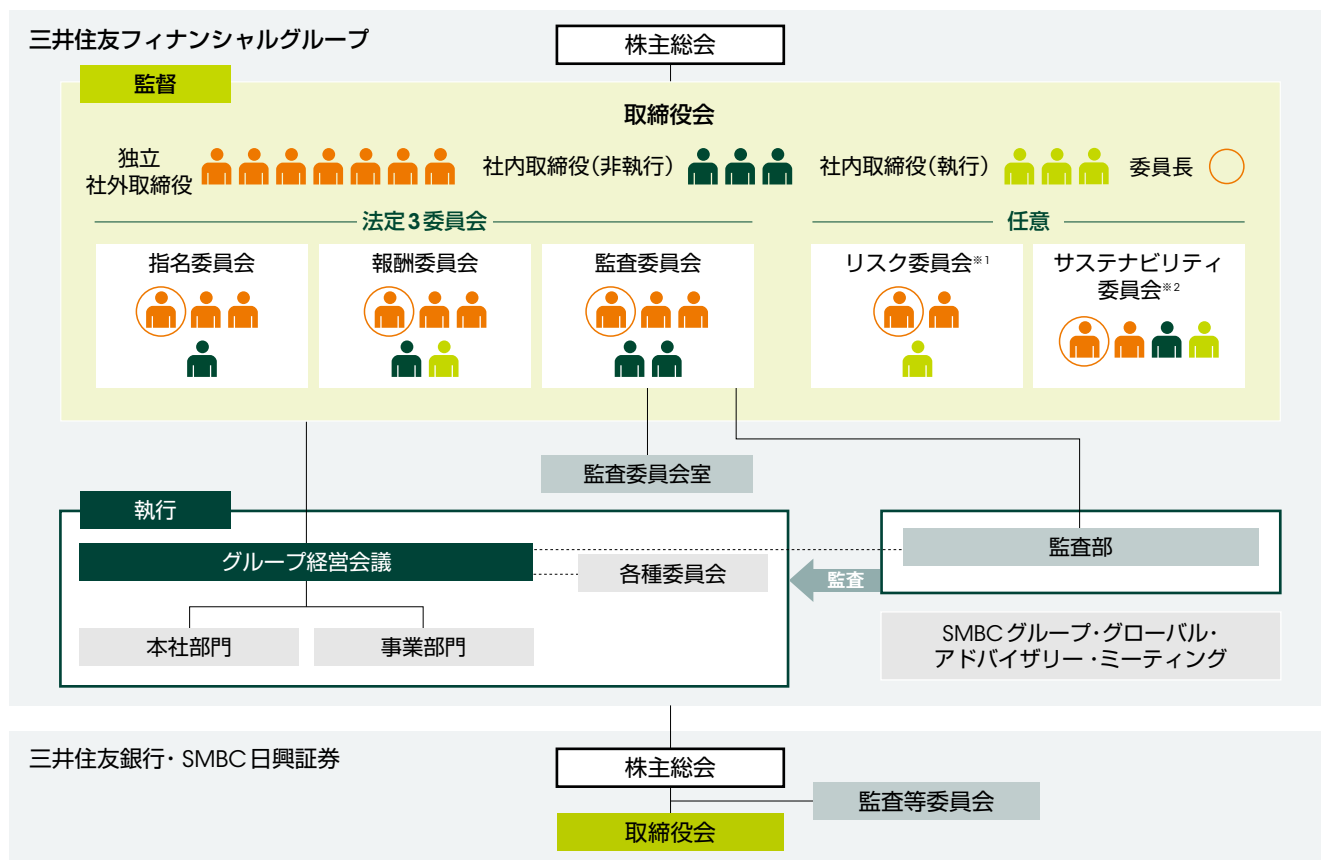
三井住友フィナンシャルグループの体制

当社は、組織形態として指名委員会等設置会社を採用しています。国際的に広く認知され、国際的な金融規制・監督とも親和性の高いコーポレートガバナンス体制を構築し、

業務執行に対する取締役会の監督機能強化および業務執行の迅速化を図ることを目的としたものです。なお、中核子会社である三井住友銀行とSMBC日興証券は監査等委員会設置会社を採用しています。

当社は、実効的なコーポレートガバナンスの実現を通じて、不祥事や企業としての不健全な事態の発生を防止しつつ、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図ります。コーポレートガバナンスに完成形はないものと考え、継続的なコーポレートガバナンスの強化・充実に向け、不断の取組を進めることにより、実効性の一層の向上を目指しています。

2026年6月時点



※1 外部有識者として山口廣秀氏(日興リサーチセンター理事長、元日本銀行副総裁)、山崎達雄氏(国際医療福祉大学特任教授)が委員を務めています。

※2 外部有識者として高村ゆかり氏(東京大学未来ビジョン研究センター教授)、加賀谷哲之氏(一橋大学大学院経営管理研究科教授)、有識者として足達英一郎氏(日本総合研究所フェロー)が委員を務めています。

内部委員会の活動実績(2025年度)

	主な役割	開催回数 (平均出席率)	活動内容
指名委員会	株主総会に提出する当社取締役の選任および解任に関する議案の内容を決定。経営トップの後継者選定に関する事項や主な子会社の役員人事等を審議	5回 (100%)	●当社および子会社の経営基盤を支えるにふさわしい役員の定義や経営トップの後継者計画について審議 ●グループ会社社長の人事案について継続的に審議のうえ、同意
報酬委員会	当社取締役、執行役および執行役員の報酬等の決定方針、取締役および執行役の個人別の報酬等の内容を決定。主な子会社の役員報酬等の決定方針等の内容を審議	7回 (100%)	●2026年度から新中期経営計画を開始するにあたり、当社および三井住友銀行の役員報酬体系の見直しを審議 ●SMBCグループの競争力を高めるため、グループ各社の役員に対する株式報酬制度のさらなる対象拡大を審議
監査委員会	当社取締役および執行役の職務執行の監査、監査報告の作成、株主総会に提出する会計監査人に関する議案の内容の決定	15回 (100%)	●監査方針に基づき、重要な会議への出席、取締役および執行役等からの職務執行状況の聴取、社内各部署からの報告聴取や各拠点への往査等を通じて、取締役および執行役の職務執行状況を監査 ●監査委員会における審議結果を取締役会へ報告し、必要に応じて執行役等に対して提言や意見表明を実施
リスク委員会	環境・リスク認識とリスクアペタイトの運営、運営体制等のリスク管理にかかる重要な事項について審議し、取締役会に助言	4回 (100%)	●国内外の環境変化を踏まえ、SMBCグループのトップリスクについて議論するとともに、中期経営計画の策定に向けて、ストレステストの結果を踏まえ、リスクアペタイトやリスク顕在時の対応方針について審議 ●ノンバンクを発端とする金融危機等を想定した予兆管理強化策や危機時における迅速な業務復旧に向けた取組について審議
サステナビリティ委員会	社会的価値の創造に関する施策の進捗、サステナビリティを取り巻く国内外の情勢等について審議し、取締役会に報告・助言	2回 (100%)	●社会的価値の創造に関する取組状況を振り返り、さらなる取組の拡大に向けた対応や、取組によるインパクトの測定および開示の方向性について審議 ●サステナビリティを巡る外部環境の変化を踏まえ、SMBCグループの戦略・戦術の見直しの必要性や、実体経済の脱炭素化に向けた取組の高度化について審議